福井労働局長

石 川 良 国 殿

福井地方最低賃金審議会 会長 井 花 正 伸

# 福井県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月4日付け福井労発基 0704 第1号をもって貴職から 諮問のあった福井県最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、 公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」と いう三要素及び「地域間格差の是正」を踏まえて審議を行った。

福井の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(同日閣議決定)、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解及び各種資料・最低賃金に関する実態調査等の結果を参考に、同部会において慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員調整により、別紙のとおりとする結論に達したため、ここに答申する。

今回の答申に際し、当審議会公益委員の見解は、別添のとおりである。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げし やすい環境整備が必要であることは労使共通の認識であり、「成長と分配の好循 環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、関係機関が連携して、以下 の事項を早急に実施するよう、政府及び福井労働局並びに福井県に強く要望する。

## (政府への要望)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(同日閣議決

定)(以下「政府方針」という。)において示された「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」について、強力かつ着実に実行すること

政府方針において、「各都道府県の地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県の様々な取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする」と示されたことに関連し、この具体的な取組内容を速やかに明らかにし、着実に実行すること

生産性向上の支援については、設備投資の計画の策定等に当たって、経常的・時間的な余裕のない中小企業・小規模事業者に配意し、可能な限り多くの企業が、各種の助成金等を容易に利活用し、賃上げを実現できるよう、政府の掲げる生産性向上等の支援や経営支援の一層の強化を図ること

価格転嫁対策については、価格転嫁率が低い現状を鑑み、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において、業種別の価格転嫁状況の改善が図れるよう、中小企業庁、公正取引委員会を含む省庁横断的な執行体制を強化すること

いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、引き続き、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組み、その方向性を労使に速やかに示すこと

急激な最低賃金の引上げが、エッセンシャルワーカー等の地域経済を支える中小企業・小規模事業者や、障害者雇用等の多様な働き方を支える事業者に、深刻な影響を与えることがないよう、継続的な企業経営に向けた支援を行うこと

# (福井労働局への要望)

福井県最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

中小企業・小規模事業者に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう、関係機関と連携し、 実効性のある利活用の促進、支援に努めること。

行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公 共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること

# (福井県への要望)

中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げの実現に向けて、引き続き、価格転嫁、取引条件の適正化を図り、収益力向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実させていくこと

福井県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 福井県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額1 時間 1 , 0 5 3 円
- 5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり

# 令和7年度福井県最低賃金の改正決定における公益委員見解

1 令和7年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。

福井県最低賃金 時間額 984 円を 69 円 (7.0%) 引上げ、 時間額 1,053 円とする

- 2 改正額の検討(【 】…参照した資料)
- (1)改正額検討のポイント

福井県最低賃金専門部会は、本年度の改正審議に当たって、最低賃金法第9条第2項の3要素(労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力)のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねて行くことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安(Bランク63円)は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態、特に小規模事業者の実態に目配りし、改正額が合理的なものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、福井県等からの要請事項である最低賃金の地域間格差の是正についても、引き続き、検討を行った。

# ア 令和6年度改正

令和6年度改正の福井県最低賃金時間額984円(引上げ率5.69%)は、全国加重平均1,055円の93.3%の割合であった【第519回-12頁】。

令和7年6月に福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査(以下「基礎調査」という。)によれば、令和6年度改正後の最低賃金額(時間額984円)を下回っている労働者の割合(以下「未満率」という。)は県内が1.7%であり、全国の1.8%とほぼ同水準であった【第521回第1-222頁】。

改正後に最低賃金を下回ることとなる労働者の割合(以下「影響率」という。)は、令和6年度改正において福井県は22.0%、全国平均は23.2%であった。影響率26.5%を上回る地域は12道県(うちBランクは5道県)であった【第521回第1-221頁】。令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解(2(3))によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できないとされ、福井県の令和6年度改正の発効後の雇用失業情勢では、有効求人倍率や有効求人数、事業主都合離職者数の推移においても大きな変化は認めらない【第520回-12頁】。

### イ 労働者の生計費

生活水準の維持・向上及び購買を維持する観点から、最低賃金を引き上げる必要性があることは、公労使一致した認識である。

令和6年4月の世帯別人員別標準生計費(福井市)を用いた試算では、世帯別の標準生計費に対する必要な賃金時間単価は、令和6年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると次のとおりである【第520回-29頁】。

(円)

世帯別人員	1人	2人	3人	4人	5人
必要な賃金時間単価	1,116	934	908	1,013	1,114

連合のリビングウェイジでは、福井県内での最低生活費は 18 万 8 千円で、時間単価 1,140 円を必要としている【第 520 回-145 頁】。

これらと比較し、現行の福井県最低賃金の水準は、単身世帯や4人世帯以上では 十分な生計費を確保することが困難と言わざるを得ない。

そもそも、福井県最低賃金時間額 984 円が全国加重平均の 93.3%であるところ、令和 6 年消費者物価地域差指数における、10 大費目別消費者物価地域差指数の「総合」では全国平均 100 とした場合、福井県は 99.3 で、6.0%ポイントの不均衡を生じている【第 520 回-49 頁】。

福井市消費者物価指数「総合」の令和6年平均と令和7年1月から6月までの単純平均による上昇率が2.41%からすれば、生計費による引上げ率は8.41%程度が相当と考えられる。

福井市消費者物価指数「総合」は、令和4年2月のウクライナ侵攻時100.2であったが、令和6年平均の107.0まで6.8ポイント上昇している。一方、毎月勤労統計地方調査結果(令和7年4月)(福井県、令和2年=100)では、現金給与総額は令和4年99.7から令和6年100.1までの0.4ポイントの上昇にとどまり、賃上げの状況は消費者物価の上昇に追い付いておらず、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

#### ウ賃金

#### (ア) 賃上げの状況

賃金に関する各種統計資料を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃上げ率は、 連合の集計結果(加重平均)では次のとおりである【第4-1頁】。

連合	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
	全体	5.25%	5.10%
全国	100~299 人	4.76%	4.62%
	100 人未満	4.36%	3.98%
県内	全体	5.69%	5.10%
	100~299 人	5.20%	4.02%
	100 人未満	3.69%	3.24%

福井県経営者協会による賃金改定調査結果(中間報告)では、全体では 4.77% (前年 3.72%) 業種別では製造業 4.73%(同 4.20%) 非製造業 4.80%(同 3.31%) となっている【第 520 回-138 頁】【第 4 - 2 頁】。

福井県経営者協会	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
県内	全体	4.77%	3.72%
	100~299 人	4.62%	3.96%
	100 人未満	4.21%	2.96%

令和7年6月に厚生労働省が実施した賃金改定状況調査では、中小零細企業の 賃金上昇率を示す第4表 において、Bランクは3.4%(前年2.9%)である。

以上、総じて規模・業種にかかわらず、昨年を上回る賃上げの状況が見られる。

これら前年との上昇率の差は、賃金改定状況調査 0.5%ポイント、連合福井 0.59%ポイント、福井県経営者協会 1.05%ポイントとなり、令和 6 年度福井県最低賃金の引上げ率 5.69%を加えると、**賃金による引上げ率は 6.19%~6.74%が相当**と考えられる。

#### (イ) 募集金額等の水準

令和7年3月~同年6月のパートタイム労働者の1求人あたりの募集金額下限額は1,094円~1,108円で推移し【第521回第1-45頁】 令和6年賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者(高卒)の所定内給与額(産業計、企業規模10人以上)は187.8千円(試算時給1,145円相当)で推移しており【第519回-58頁】、上記1の引上げ額によっても、十分高い水準にある。

# エ 通常の事業の賃金支払能力

#### (ア) 企業経営の状況

法人企業統計による令和5年度の企業収益について、全国の経常利益額は、資本金規模計で前年度比プラス12.1%、とりわけ資本金1,000万円未満で前年度比プラス28.8%となっており、資本金規模別の全てで2年連続増加している。

北陸財務局福井財務事務所の福井県内経済情勢(資料)(令和7年4月)によれば、県内の経常利益(電気・ガス・水道、金融・保険業を除く)は、令和6年度は増益見込みとなっており、全産業では前年度比プラス 5.0%となっている【第

520回-110頁】。

令和6年度の売上高経常利益率は、日銀短観(2025年6月)によれば、全国が7.26%のところ、北陸短観(県別集計データ)(2025年7月)によれば、福井県は7.90%と堅調に推移しており、過去20年間で最も高く、直近10年間は5%以上と経年的に安定している【第521回第2-61頁】。よって、令和6年度は全国より0.64%ポイント優位であり、全国加重平均1,055円から算定すると7円程度の優位性がある。

しかしながら、上記ウに記載の賃上げ状況を勘案するに、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があり、価格転嫁の状況については、主に規模 20 人以下の小規模事業者を調査対象とする福井商工会議所の特別調査(令和6年12月期)によれば、約9割(前年同期調査は約8割)の事業所で価格転嫁が行われ改善傾向にあるが、価格転嫁率は36.4%(同30.7%)にとどまっている【第521回第2-14頁】。

また、同商工会議所の特別調査(令和7年6月期)によれば、景況感は2期ぶりに改善するも、米国の関税政策が景気の先行きに不安感を与えている。採算(収支)状況を表すDI値は、2期連続で悪化している。【第521回第2-36頁】。

# (イ) 影響率

令和7年6月に福井労働局が実施した基礎調査によれば、現行時間額984円から69円引き上げた場合の影響率は26.5%である。令和6年度 影響率が26.5%を上回る地域は12道県(うちBランクは5道県)であった【第521回第1-221頁】。令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解(2(3))によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できない。

# 才 地域間格差

令和7年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、以下のとおり。

- ・ 「地域間の金額差も依然大きく、212 円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長している」(連合福井)【第 520 回-139 頁】
- ・ 「最高額の東京と最低額の県との差は 212 円もあり、同じ労働を同じ時間(月 150 時間)働いたとして年収で 38 万 1600 円の差となります。人口減少時代に、 最低賃金が低い地方から高い都市部へ流出し、地域経済の衰退を加速させる要因 となっています。」(全労連東海北陸地協)【第 520 回-153 頁】
- 「最低賃金の地域価格差が依然として大きく、最も高い東京と福井県では 179 円の開きがあり、都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、福井等の地域経済の活性化には必要不可欠である」(福井弁護士会)【第 521 回第 2-70 頁】

・ 「中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約半分、韓国より低くなっている。若者や女性、外国人材から「選ばれる県」になるため、都市部や近隣県との格差を縮めていかなければならない。(福井県知事) 【第521回第2-72頁】

これら地域の声に対し、当審議会においては、福井県最低賃金が各種指標に照ら して、全国的なバランスに配意したものになるよう、今後も努めるものとする。

#### (2)改正額

消費者物価指数が昨年に引き続き高い水準で推移し、福井県内では長期にわたり実質賃金が目減りしている。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法第1条に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、最低賃金がどの世帯の標準生計費でも充足するよう近づけることが適当である。

春季賃金妥結状況等の賃上げ率が、業種・規模を問わず、令和6年度を上回り、引き続き、高い伸び率となっており、最低賃金法第1条に定める賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図る趣旨からも、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にこの水準を波及させることが適当である。

福井県内の売上高経常利益率は、近年、堅調に推移し、令和6年度は過去20年間で最も高くなっている。しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足するには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、地域別最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用されることや、小規模事業者の労働分配率や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられるため、中小・零細企業の実情を考慮する必要がある。

これらを総合的に勘案し、令和7年度の改正額は、最低賃金法第9条第2項に規定 する3要素に、最低賃金の地域間格差の是正を検討に加え、上記1のとおりとする。